住所　兵庫県三木市志染町広野６丁目11番地
　愼清宰　昭和61年８月18日生
住所　兵庫県明石市田町１丁目４番４号
　愼英宰　昭和63年４月15日生
住所　大阪府大阪狭山市岩室２丁目233番地１
　卞信姫　昭和54年１月３日生
住所　堺市堺区石津町２丁３番19号
　黄直紀　昭和51年１月17日生
住所　大阪府八尾市竹渕２丁目６番地
　金和江　昭和37年２月11日生
住所　大阪府箕面市西小路２丁目13番40号
　李潔　昭和58年３月５日生
住所　堺市中区深井北町778番地２
　劉眞弓　昭和39年８月５日生
住所　沖縄県中頭郡読谷村字高志保214番地
　李照美　昭和39年１月13日生
住所　福岡県宗像市三倉23番35号
　沈相禮　昭和14年10月８日生
　秋誠孝　昭和40年３月30日生
住所　福岡市博多区博多駅南６丁目12番25―304号
　高朝子　昭和52年６月14日生
住所　茨城県下妻市古沢141番地１
　金秀明　昭和53年１月30日生
住所　奈良県生駒郡斑鳩町龍田西８丁目10番８号
　金美代子　昭和39年８月19日生
住所　奈良市丸山１丁目1079番地191
　愼鎭宙　昭和61年５月16日生
住所　奈良県大和郡山市番条町426番地２
　全良雄　昭和25年８月11日生
　姜末子　昭和35年２月18日生
　全恭寛　昭和59年６月25日生
　全慶祐　昭和62年４月20日生
　全優美　平成３年７月15日生
　全侑揮　平成７年３月23日生
住所　堺市北区東浅香山町１丁224番地１
　辛美恵子　昭和45年３月14日生
住所　堺市北区新金岡町２丁５番８―205号
　高吉夫　昭和27年１月３日生
　鄭美津子　昭和28年９月20日生
　高陽子　昭和54年５月８日生
住所　大阪府東大阪市花園東町２丁目６番27号
　郭純江　昭和38年８月26日生
住所　大阪府八尾市山本町北６丁目４番20―102号
　郭榮治　昭和43年６月19日生
住所　大阪府東大阪市柏田西３丁目５番26号
　李兪希　昭和59年２月24日生
住所　大阪府池田市畑３丁目２番４号
　宋龍澤　昭和27年４月５日生
　金榮子　昭和27年11月28日生
　宋優美　昭和53年２月21日生
　宋宗俊　昭和54年４月20日生
　宋知美　昭和57年７月３日生
住所　大阪府東大阪市荒川２丁目８番10号
　田尚史　昭和40年５月14日生
住所　北九州市八幡東区上本町２丁目５番７号
　李淑美　昭和48年３月22日生
　李律子　昭和51年12月17日生
住所　愛知県安城市宇頭茶屋町宮前７番地
　潘輝彦　昭和50年３月17日生
住所　大阪市東成区神路４丁目９番13号
　李敬子　昭和25年９月21日生
　李空　平成４年６月22日生
住所　大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目２番８号
　崔晃　昭和53年２月19日生
住所　大阪府和泉市和気町１丁目６番２―202号
　崔亮　昭和58年９月２日生
住所　静岡市葵区富厚里856番地29
　李福守　昭和34年12月５日生
住所　長野県松本市高宮中８番16号
　金夕佳　昭和63年９月１日生
住所　東京都北区昭和町２丁目３番２―611号
　金明美　昭和51年12月10日生
住所　東京都板橋区赤塚新町３丁目32番11―409号
　全永禎　昭和51年７月15日生
住所　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目18番３号
　金光代　昭和39年12月17日生
住所　神戸市垂水区舞子台８丁目16番17―1303号
　温龍石　昭和24年８月15日生
　温良太　昭和62年１月27日生
　温典子　平成２年５月19日生
住所　神戸市須磨区戸政町２丁目１番15号
　玄基泰　昭和37年３月９日生
　盧永愛　昭和46年12月12日生
　玄龍平　平成10年２月27日生
　玄翔平　平成13年12月22日生
住所　神戸市長田区水笠通６丁目５番12号
　李禎樹　昭和50年８月17日生
住所　神戸市長田区松野通１丁目５番19―603号
　朴順男　昭和26年11月３日生
　金久美子　昭和50年１月６日生
住所　神戸市須磨区白川台５丁目22番地４
　林明人　昭和38年12月22日生
住所　兵庫県姫路市広畑区西浦田1254番地１
　金美樹　昭和60年７月28日生
住所　兵庫県姫路市神屋町５丁目75番地
　宋京順　昭和24年８月24日生

○外務省告示第五十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年二月十二日

外務大臣　岡田　克也

中華人民共和国大使館周辺地域

期間	平成二十二年二月二十三日から平成二十三年二月二十二日まで
地域	東京都港区　西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第五十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年二月十二日

外務大臣　岡田　克也

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期間	平成二十二年二月二十四日から平成二十三年二月二十三日まで
地域	東京都港区　赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで及び十二番から二十三番まで、八番から十五番）

虎ノ門二丁目
虎ノ門三丁目（一番から七番まで）
虎ノ門四丁目（一番及び二番）
六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○外務省告示第五十七号

平成二十二年一月十八日にローマで、東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジョゼット・シーラン事務局長

平成二十二年二月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五十八号

平成二十二年一月十八日にローマで、ミャンマー連邦内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億千万円
3　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジョゼット・シーラン事務局長

平成二十二年二月十二日

外務大臣　岡田　克也